

従業員を雇い入れたら 必ずご確認ください



労働保険の成立が必要となります

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。



労働者(常勤、パート、アルバイト等)を1人でも雇っている事業所は**加入義務**があります。

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない場合は対象とならないことがあります。

労	災	労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等が行われます。
保	険	

雇	用	労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等が行われます。
保	険	

保険料負担

労災保険分は全額事業主負担

雇用保険分は事業主と労働者の双方の負担

手続きがされていない場合

- ① 過去の期間に遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収される可能性があります。
- ② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部または一部を徴収される可能性があります。
- ③ 事業主の方のための助成金が受けられない可能性があります。

成立手続・問い合わせ先

労働保険への加入、保険料の確認の際には豊能町商工会へご連絡ください。

また、労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)でもご相談が可能です。



豊能町商工会

Toyono-city Society Commerce and Industry

住所：大阪府豊能郡豊能町余野1008

TEL：072-739-1647

Web：<http://toyono-sci.com/>

FAX：072-739-2285

Mail：toyono@gold.ocn.ne.jp

豊能町商工会



大阪労働局

